

(公財) 兵庫県生きがい創造協会ホームページ広告掲載要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、(公財) 兵庫県生きがい創造協会（以下「協会」という。）が管理・公開するホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 協会が管理・公開するホームページ（以下「協会ホームページ」という。）

協会本部及び協会が運営する次の施設が管理・運営する5箇所のホームページ

名 称	対象地域	U R L (以下のURLで始まるホームページ)
協会本部	県内全域	https://www.hyogo-ikigai.or.jp/ikigai/
嬉野台生涯教育センター	県内全域	https://www.hyogo-ikigai.or.jp/ureshino-bo/
但馬文教府	但馬地域	https://www.tajimabunkyou.jp/
西播磨文化会館	中・西播磨地域	http://nishiharimabunka.jp/
淡路文化会館	淡路地域	https://www.awaji-bunkakaikan.jp/

(2) 広告

文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告主の要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、広告主になることができない。広告掲載中ににおいて、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく構成手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(2) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(3) その他広告主として適当でないと協会が認める者

(広告の位置、種類、枠数)

第4条 広告を掲載する位置、種類及び枠数は、別記のとおりとする。

(広告の掲載基準)

第5条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、広報媒体としての品位、公共性、公益性を損なうおそれがないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの

(2) 社会問題についての主義・主張

(3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(4) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(5) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 法令、規則等に反するもの
- (9) 求人広告に関するもの
- (10) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- (11) 貸金業に関するもの
- (12) その他掲載する広告として適当でないと協会が認めるもの

(広告の規格、禁止表現、制限事項)

第6条 広告について、次の各号に掲げる事項は、別記のとおりとする。

- (1) 広告の規格
- (2) 広告の禁止表現
- (3) 広告の制限事項

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができます。

- 2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、協会が別に定める。

(広告掲載の募集方法)

第8条 広告主の募集は、原則として協会ホームページでの定期募集により行うこととし、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して、広告主の決定および掲載順の決定を行うものとする。

- (1) 広告の掲載期間が長いもの
 - (2) 公共性、公益性が高く、県民の生きがい創造に資するもの
- 2 前項に規定する定期募集の結果、広告枠に空きがある場合は、先着順による随時募集を行う。

(広告掲載の申し込み)

第9条 広告の掲載を希望する者は、協会ホームページに掲載の「広告掲載申込書」（様式第1号）により、協会に申し込むものとする。また、広告掲載期間延長を希望する者は、「広告掲載延長申込書」（様式第1号の2）により、協会に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 協会は、前条の規定により申込みがあった場合は、第3条、第5条及び第6

条の規定に基づき審査を行い、広告主を決定する。

- 2 協会は、第4条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合は、第8条の定めに従い広告掲載を判断する。
- 3 協会は、広告掲載の可否を決定したときは、「ホームページ広告掲載（不掲載）通知書」（様式第2号、第2号の2）により当該申込者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、協会の指定する日までに、第5条及び第6条の規定に基づき作成した広告を、電子メールもしくはCD-R等の記録媒体により、協会に提出するものとする。

- 2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。
- 3 協会は、提出された広告原稿の内容が第5条又は第6条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第12条 広告の掲載料は次の各号に定めるとおりとする。

掲載するホームページ数	1枠あたり月額 (消費税及び地方消費税を含む)
(1) 5箇所全ての協会ホームページに広告を掲載する場合	10,000円
(2) 4～2箇所の協会ホームページを指定して広告を掲載する場合	7,000円
(3) 1箇所の協会ホームページを指定して広告を掲載する場合	4,000円

- 2 広告主は、原則として広告掲載料を協会が発行する納付書により指定日までに一括して納付するものとする。

(広告掲載の方法)

第13条 協会は、第101条の規定により提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の前日の午後5時までに掲載するものとする。

- 2 協会は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の午後5時までに取り除くものとする。

(広告掲載の取り消し)

第14条 協会は、掲載された広告又はそのリンク先のホームページの内容が、第5条の規定に反すると判断したときは、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- 2 協会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、取り下げようとする日から起算して5日前までに書面により協会に申し出なければならない。既に協会に支

払いを済ませた広告料の払い戻しは行わない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の掲載を中止する日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料は払い戻す。

3 前項の規定により払い戻す広告掲載料には、利息を付さない。

(広告掲載料の返還)

第16条 協会は、7日間を超えて協会ホームページの運営を一時停止した場合、掲載しなかつた日数に応じて、第12条各号の規定による広告掲載料について、日割り計算により算出した金額を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利息を付さない。

(広告の変更)

第17条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、1ヶ月単位で当該広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、「広告掲載内容（変更）申込書」（様式第1号の3）により申し込むものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第11条第3項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに書面により、協会に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、指定するリンク先のホームページを不正侵入や改ざん、コンピュータウイルス等から保護するため、万全のセキュリティ対策を行わなければならない。

3 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第20条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会の判断に従うものとする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、協会が別に定める。

(附則)

施行期日

この要領は平成26年1月1日から施行する。

(別 記)

1 広告の位置、種類及び枠数（第3条関係）

位 置	以下の5箇所の協会ホームページのトップページ 『URL』 協会本部 https://www.hyogo-ikigai.or.jp/ikigai/ 嬉野台生涯教育センター https://www.hyogo-ikigai.or.jp/ureshino-bo/ 但馬文教府 https://www.tajimabunkyou.jp/ 西播磨文化会館 http://nishiharimabunka.jp/ 淡路文化会館 https://www.awaji-bunkakaikan.jp/
種 類	静止型バナー広告(広告を掲載したページに常に静止状態で掲載されているバナー型のグラフィック広告)
枠 数	1箇所のホームページにつき6枠

2 広告の規格、禁止表現、制限事項（第6条関係）

規 格	(1) 大きさ 縦60ピクセル横240ピクセル (2) データ形式 JPEG (3) データ容量 10kb以下 (4) 画像 静止画像
禁止表現	広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。 (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの (2) 閲覧者が協会等、他の機関に関する情報と錯誤するおそれがあるもの (3) その他、広告の表現として適当でないと協会が認めるもの
制限事項	広告の制限事項は、原則として次の各号に掲げるものとし、広告の表現等で、閲覧者に不愉快を与えるおそれがあると認める場合は、その内容を制限することができる。 (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの (例) コントラスト(明度差)が強いクリエイティブ表現等 (2) 実際には機能しないもの (例) 入力できるように見えるテキストボックス、プルダウンメニュー等 (3) その他、広告の表現として適当でないと協会が認めるもの

(様式第1号)

令和 年 月 日

(公財)兵庫県生きがい創造協会
理事長様

(公財) 兵庫県生きがい創造協会ホームページ広告掲載申込書

(公財) 兵庫県生きがい創造協会ホームページ広告掲載要領第9条の規定に基づき、
下記のとおりホームページへの広告掲載を申し込みます。

申し込みにあたっては、所定の規定を順守します。

ふりがな 機関名		
代表者	氏名	
	役職	
連絡先	担当者氏名	
	所属部署	
	郵便番号	
	住所	
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメール	
リンク先ホームページアドレス		http://
バナー広告	広告の内容	
	掲載希望期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (カ月)

◆広告掲載を希望するホームページ 計 箇所

名称	URL	掲載希望
協会本部	https://www.hyogo-ikigai.or.jp/ikigai/	
嬉野台生涯教育センター	https://www.hyogo-ikigai.or.jp/ureshino-bo/	
但馬文教府	https://www.tajimabunkyou.jp/	
西播磨文化会館	http://nishiharimabunka.jp/	
淡路文化会館	https://www.awaji-bunkakaikan.jp/	